

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

- 長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名
都 市 政 策 課

◎ 告 示

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止
- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始

管 財 課
福 祉 保 健 課
//
//
道 路 維 持 課
//

◎ 公 告

- ・一般競争入札の実施
- ・大規模小売店舗の変更事項届出（11件）
- ・令和7年度砂利採取業務主任者試験の合格者

管 財 課
經 営 支 援 課
監 理 課

◎ 有明海自動車航送船組合公告

- ・有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表

有明海自動車航送船組合

規 則

長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第50号

長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県屋外広告物条例施行規則（昭和39年長崎県規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第13号注4(3)中「(健康保険被保険者証の写し等)」を削る。

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。

告 示

長崎県告示第569号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する特定役務の種類
長崎県庁舎清掃業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格
 - (1) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、庁舎の清掃に係る競争入札参加資格を有している者であること。
 - (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
 - (3) 令和2年4月1日から申請書の提出期限までにおいて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に定義される特定建築物（延床面積が、一施設3,000m²以上。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定められている学校の場合は、8,000m²以上）の清掃業務委託を締結し、元請として12か月以上継続して履行した実績が1件以上あること。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 3の資格
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から、令和7年12月19日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書
 - イ 委任状
 - ウ 印鑑届（様式第2号）
 - エ 「長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降

機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づく、庁舎の清掃に係る資格審査結果通知書（写し）

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録証明書（写し）

カ 3の(3)を証する書類（契約書の写し、仕様書及び履行証明書等）

※ウについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-895-2181

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	渡邊 夕夏	長崎県諫早市若葉町 536-3 ルミナーレ若葉C号			令和7年6月17日
柔道整復	川邊 楓	長崎県大村市富の原 1-1214-6			令和7年7月11日
柔道整復	野村 浩平	長崎県西彼杵郡長与町岡郷108-2 リゾネたなか2F			令和7年8月18日
柔道整復	福壽 桂吾	長崎県諫早市森山町 田尻1016-2-203			令和7年11月17日

はり・きゅう	楠本 美来	長崎県諫早市小野町 954-1 セジュール小野 5 -102号			令和7年11月17日
はり・きゅう	梅野 秀美	長崎県諫早市高来町 下与632番地165	梅野鍼灸院	長崎県諫早市高来町 下与632番地165	令和7年11月17日
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	松永 由紀子	長崎県諫早市森山町 田尻1861-9			令和7年10月8日

長崎県告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

(変更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	変更年月日
旧	柔道整復	園田 安理	長崎県大村市竹松本 町1186-2A203			令和7年5月12日
新		高比良 安理				
旧	柔道整復	寺崎 和政	長崎県佐世保市下宇 戸町614	イロドリ整骨院	長崎県松浦市志佐町 里免384-1	令和7年9月1日
新			長崎県松浦市志佐町 里免375-1 エレガントアベ ニューB202			

長崎県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	川嶋 奈々美	長崎県平戸市田平町山 内免96			令和7年7月1日
はり・きゅう	梅野 秀美	長崎県諫早市高来町小 峰807-3			令和7年9月24日
柔道整復	神田 安正	長崎県諫早市高来町三 部壱334	神田整骨院	長崎県諫早市高来町三 部壱334	令和7年9月30日

長崎県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 204号

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
松浦市御厨町里免字館647番1地先から 松浦市御厨町里免字館643番1地先まで	前	23.9~27.8	10.8	
	後	22.1~26.6	10.8	

長崎県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	松浦市御厨町里免字岡泉704番1地先から 松浦市御厨町里免字掛泉905番地先まで	令和7年11月28日

公 告**一般競争入札の実施（公告）**

長崎県庁舎清掃業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

長崎県庁舎清掃業務

(2) 業務の仕様等

長崎県庁舎清掃業務仕様書による

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎市尾上町（長崎県庁舎行政棟、議会棟、駐車場棟及び付属施設等）

(5) 入札の方法

ア 前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

(6) 契約方法

電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

(1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県庁舎清掃業務に関する令和7年11月28日付けの競争入札の参加者の資格等（令和7年長崎県告示第569号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-895-2181

（提出期限）令和7年12月19日17時00分

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く。）を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-895-2181

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和7年12月19日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

なお、県のホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 開札の日時及び場所

（日時）令和8年1月16日 13時30分

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限）令和8年1月15日17時00分（必着）

（提出先）5の部局等とする。

（その他）郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

(16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(18) 内封筒に、入札件名の記載がないとき。

(19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

(20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 本入札は、低入札調査基準価格を設定している。

(2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない。

- (3) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするが、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、長崎県庁舎等清掃業務に係る低入札価格調査制度要綱に規定する調査を行い、落札者を決定する。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (6) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (7) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力するものとする。
- (8) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、検査及び清掃完了後の実績確認等を強化し、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聞くことがある。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Cleanup of the Nagasaki Prefectural Office
- (2) Fulfillment period:
From April 1st, 2026 to March 31st, 2029
- (3) Fulfillment place:
Onoue-machi, Nagasaki City
- (4) Time-limit for tender:
17:00 January 15th, 2026
- (5) Date and time for the opening of tender:
13:30 January 16th, 2026
- (6) Point of Contact:
Property Administration Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-824-1111

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン佐世保白岳ショッピングセンター
長崎県佐世保市白岳町50番1
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正
福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

(3) 変更した事項

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

- ① 令和7年4月14日 ほか
- ② 令和7年4月14日 ほか

2 届出年月日

令和7年11月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン大村ショッピングセンター
長崎県大村市幸町25番200

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正
福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

(3) 変更した事項

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

- ① 令和7年4月14日 ほか
- ② 令和7年4月14日 ほか

2 届出年月日

令和7年11月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市商工観光部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

マックスバリュ大村諷訪店

長崎県大村市上諷訪町814番地 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正

福岡県福岡市東区香椎浜二丁目 8番30号

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

① 令和7年4月14日 ほか

② 令和7年4月14日 ほか

2 届出年月日

令和7年11月6日

3 関係書類の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市商工観光部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

マックスバリュ諫早中央店

長崎県諫早市野中町684番1

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正

福岡県福岡市東区香椎浜二丁目 8番30号

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗の名称

② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

① 平成24年12月13日

- ② 令和7年4月14日 ほか
 ③ 令和7年4月14日 ほか
- 2 届出年月日
 令和7年11月6日
- 3 関係書類の縦覧
 (1) 縦覧期間
 公告の日から4月間
 (2) 縦覧場所
 県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課
- 4 その他
 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マックスバリュ琴海店
 長崎県長崎市琴海村松町705番1 ほか8筆
 (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
 イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正
 福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号
 (3) 変更した事項
 ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (4) 変更の年月日
 ① 令和7年4月14日 ほか
 ② 令和7年4月14日 ほか
- 2 届出年月日
 令和7年11月6日
- 3 関係書類の縦覧
 (1) 縦覧期間
 公告の日から4月間
 (2) 縦覧場所
 県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課
- 4 その他
 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ長与店

長崎県西彼杵郡長与町まなび野二丁目32番地3

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正

福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

- (3) 変更した事項

① 大規模小売店舗の名称

② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (4) 変更の年月日

① 平成16年12月15日

② 令和7年4月14日 ほか

③ 令和7年4月14日 ほか

2 届出年月日

令和7年11月6日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

- (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長与町建設産業部産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ佐々店

長崎県北松浦郡佐々町本田原免73-3番地

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正

福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

- (3) 変更した事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (4) 変更の年月日

① 令和7年4月14日 ほか

② 令和7年4月14日 ほか

2 届出年月日

令和7年11月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐々町企画商工課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド溝陸店・ドラッグストアモリ大村溝陸店
長崎県大村市溝陸町790 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正
福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

(3) 変更した事項

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

- ① 令和7年4月14日 ほか
- ② 令和7年4月14日 ほか

2 届出年月日

令和7年11月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市商工観光部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ溝陸店

長崎県大村市溝陸町800番地1 ほか12筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正
福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

(3) 変更した事項

- ① 大規模小売店舗の名称
- ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

- ① 平成26年9月20日
- ② 令和7年4月14日 ほか
- ③ 令和7年4月14日 ほか

2 届出年月日

令和7年11月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市商工観光部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ空港通り店
長崎県大村市古賀島町525番 ほか3筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正
福岡県福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

(3) 変更した事項

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

- ① 令和7年4月14日 ほか
- ② 令和7年4月14日 ほか

2 届出年月日

令和7年11月6日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市商工観光部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドゥイングオサダ福江店

長崎県五島市上大津町182番8

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ドゥイング 代表取締役社長 道津 吉章

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2282番地

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗の名称

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

① 平成26年12月1日

② 令和7年11月27日

2 届出年月日

令和7年10月27日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、五島市産業振興部商工雇用政策課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

令和7年度砂利採取業務主任者試験の合格者（公告）

令和7年11月14日に実施した砂利採取業務主任者試験に合格した者の受験番号は以下のとおりだったので公告する。

令和7年11月28日

長崎県知事 大石 賢吾

合格者受験番号 3番、11番

以上、2名

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和7年11月28日

有明海自動車航送船組合

管理者 栗林 堅一郎

1 有明海自動車航送船事業の令和7年度上半期（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数188,025台、車両収入540,284,900円、同乗旅客数181,828人、同乗旅客収入77,720,520円、一般旅客数33,563人、一般旅客収入15,546,570円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数21,970台（13.2%）の増、車両収入69,395,600円（14.7%）の増、同乗旅客17,646人（10.8%）の増、同乗旅客収入7,798,530円（11.2%）の増、一般旅客数4,373人（15.0%）の増、一般旅客収入1,876,480円（13.7%）の増となる。

(2) 職員数（令和7年9月30日現在）

一般職員 8人

船舶職員 11人

合計 19人

(3) 条例、規則の制定改廃

なし

(4) 議会議決事項

なし

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

2 令和6年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

令和6年度においては、雇用や所得環境の改善により企業収益が堅調に推移するとともに内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向にあり、旅客船業界においても国内外の多くの観光客の移動や旅行が増加していることから、コロナ禍からの輸送需要の回復が見られた。

組合の輸送実績においては、6月・7月の悪天候や夏の猛暑、秋の行楽時3連休の台風等天候不順やガソリン価格をはじめとする物価高など、旅行の手控えとなる要因が回復に支障をきたすと予想されたことから、新船建造補助金に係る運賃低廉化を平日にも実施し、併せてインバウンド対策として台湾の旅行社へ直接訪問営業を行い、輸送回復に努めた結果、輸送台数は前年度と比較して約2,700台増加し、コロナ前の平成30年度と比較して約9割の回復となった。

一方、費用については、原油・資材価格等の高止まりが長期にわたり継続し、船舶の運航費用や施設の維持管理費に大きな影響を与えているため、省エネ運航の推進や陸上施設のLED化推進による省電力化、修繕・物品の優先度を踏まえた予算執行に取り組むなど費用の抑制を行った。

(1) 令和6年度決算報告書 別表3

(2) 令和6年度損益計算書 別表4

(3) 令和6年度貸借対照表 別表5

(4) 令和6年度企業債及び一時借入金の概況 別表6

(5) 令和6年度固定資産明細書 別表7

別表1

令和7年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書

(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)

単位：円

1	営業収益			
(1)	運航収入	576,059,311		
(2)	運航雑入	<u>3,158,116</u>	579,217,427	
2	営業費用			
(1)	一般管理費	2,571,211		
(2)	運航経費	366,293,472		
(3)	運航管理費	<u>138,217,257</u>	<u>507,081,940</u>	
	営業利益			72,135,487
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	715,395		
(2)	他会計補助金	19,873,000		
(3)	長期前受金戻入	55,478,500		
(4)	雑収入	<u>1,684,554</u>	77,751,449	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	0		
(2)	雑損失	0		
3	雑支出	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>77,751,449</u>
	経常利益			<u>149,886,936</u>
	当期純利益			149,886,936
	前年度繰越利益剰余金			<u>213,972,398</u>
	当期末処分利益剰余金			<u>363,859,334</u>

別表2

令和7年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表

(令和7年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 產			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,246,415,317		
減価償却累計額	<u>2,676,130,648</u>	570,284,669	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	784,780,728		
減価償却累計額	<u>432,885,408</u>	351,895,320	
二 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>218,299,628</u>	16,878,742	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,773,403		
減価償却累計額	<u>35,107,763</u>	4,665,640	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,100,000</u>	
有形固定資産合計			961,052,162
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投 資 有 価 証 券		0	
ロ 出 資 金	<u>30,020,000</u>		
投 資 合 計		<u>30,020,000</u>	
固定資産合計			991,829,762
2 流 動 資 產			
(1) 現 金 預 金		2,540,480,970	
(2) 未 収 金		3,755,455	
(3) 前 払 金		0	
(4) その他の流動資産		<u>35,504,900</u>	
流動資産合計			<u>2,579,741,325</u>
資 産 合 計			<u>3,571,571,087</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 長期借入金	0
(2) 引当金	
イ 退職給付引当金	195,191,948
ロ 修繕引当金	<u>3,743,853</u>
固定負債合計	198,935,801

4 流動負債

(1) 長期借入金	0
(2) 未払金	16,350,873
(3) 預り金	48,904,095
(4) 引当金	
イ 賞与引当金	0
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>
流動負債合計	66,254,968

5 繰延収益

(1) 長期前受金	1,748,034,273
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>1,330,463,289</u>
繰延収益合計	<u>417,570,984</u>
負債合計	<u>682,761,753</u>

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金	<u>1,855,650,000</u>
資本金合計	1,855,650,000

7 剰余金

(1) 資本剰余金	
イ 受贈財産評価額	9,500,000
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>
資本剰余金合計	10,300,000
(2) 利益剰余金	
イ 減債積立金	0
ロ 利益積立金	190,000,000
ハ 建設改良積立金	469,000,000
ニ 当期末処分利益剰余金	<u>363,859,334</u>
利益剰余金合計	<u>1,022,859,334</u>
剰余金合計	<u>1,033,159,334</u>
資本合計	<u>2,888,809,334</u>
負債資本合計	<u>3,571,571,087</u>

別表3

1 収益的収入及び支出

書告報算度決和6年令

区分	予算額			決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出手額に係る財源充当額			
第1款 事業収益	1,238,646,000	0	0	1,238,646,000	1,308,615,582	69,969,582
第1項 営業収益	1,123,713,000	0	0	1,123,713,000	1,136,616,560	12,903,560 (うち、仮受消費税及び地方消費税103,328,776円)
第2項 営業外収益	114,933,000	0	0	114,933,000	171,999,022	57,066,022 (/ /)
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0 (/ /)

区分	当初予算額	補正予算額	予 算			決算額	不 用 額	備 考
			地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額			
第1款 事業費	1,231,902,000	0	0	0	1,231,902,000	0	1,165,010,281	0 66,891,719
第1項 営業費用	1,173,729,000	0	0	△ 12,000,000	0	1,161,729,000	0	41,670,760 (うち、仮払消費税 68,776,456円)
第2項 営業外費用	28,173,000	0	0	12,000,000	0	40,173,000	0	△ 4,779,041 (うち、差引納付額 39,896,500円)
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0
第4項 予備費	30,000,000	0	0	0	30,000,000	0	0	30,000,000

2 資本的収入及び支出
収 入

令和7年11月28日 金曜日

加 略 汇 率 公 告

第11470号

		予 算 領					
区分	当初予算額	補 正	予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	決算額
				円	円	円	円
第1款 資本的収入	0	0	0	0	0	0	0
第1項 補助金	0	0	0	0	0	0	0
第2項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0

		予 算 領					
区分	当初予算額	補 正	予備費支出し額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
				円	円	円	円
第1款 資本的支出	673,080,000	0	0	673,080,000	0	0	673,080,000
第1項 建設改良費	642,800,000	0	0	642,800,000	0	0	642,800,000
第2項 長期借入金償還金	27,280,000	0	0	27,280,000	0	0	27,280,000
第3項 予備費	3,000,000	0	0	3,000,000	0	0	3,000,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額28,822,262円は、過年度分損益勘定留保資金28,682,056円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140,206円で補填した。

別表4

令和6年度損益計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位：円

1	當業収益		
(1)	運航収入	1,025,391,908	
(2)	運航雑入	<u>7,895,876</u>	1,033,287,784
2	當業費用		
(1)	一般管理費	7,695,767	
(2)	運航経費	748,962,422	
(3)	運航管理費	<u>294,623,595</u>	<u>1,051,281,784</u>
	當業損失		17,994,000
3	當業外収益		
(1)	受取利息及び配当金	258,002	
(2)	他会計補助金	55,519,218	
(3)	長期前受金戻入	110,971,315	
(4)	雑収入	<u>4,821,642</u>	171,570,177
4	當業外費用		
(1)	支払利息	0	
(2)	雑損失	0	
(3)	雑支出	<u>5,055,541</u>	<u>5,055,541</u>
	経常利益		<u>166,514,636</u>
	当年度純利益		148,520,636
	前年度繰越利益剰余金		<u>65,451,762</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u>213,972,398</u>

別表5

令和6年度貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位：円

資産の部		
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 船 舶	3,246,415,317	
減価償却累計額	<u>2,606,075,151</u>	640,340,166
ロ 土 地		12,163,141
ハ 建 物	784,780,728	
減価償却累計額	<u>425,433,057</u>	359,347,671
二 構 築 物	235,178,370	
減価償却累計額	<u>217,788,935</u>	17,389,435
ホ 機 械 装 置	1,293,000	
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650
ヘ 備 品	39,773,403	
減価償却累計額	<u>34,544,725</u>	5,228,678
ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,100,000</u>
有形固定資産合計		1,039,633,741
(2) 無形固定資産		
イ 電 話 加 入 権	757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>
無形固定資産合計		757,600
(3) 投 資		
イ 投資有価証券	0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>
投 資 合 計		<u>30,020,000</u>
固定資産合計		1,070,411,341
2 流動資産		
(1) 現 金 預 金		2,404,852,636
(2) 未 収 金		11,208,461
(3) 前 払 金		0
(4) その他の流動資産		<u>1,000,000</u>
流動資産合計		<u>2,417,061,097</u>
資産合計		<u>3,487,472,438</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 長期借入金	0
(2) 引当金	
イ 退職給付引当金	195,191,948
ロ 修繕引当金	<u>3,743,853</u>
固定負債合計	198,935,801

4 流動負債

(1) 長期借入金	0
(2) 未払金	59,225,747
(3) 預り金	1,168,988
(4) 引当金	
イ 賞与引当金	15,170,020
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>
流動負債合計	76,564,755

5 繰延収益

(1) 長期前受金	1,748,034,273
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>1,274,984,789</u>
繰延収益合計	<u>473,049,484</u>
負債合計	<u>748,550,040</u>

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金	<u>1,855,650,000</u>
資本金合計	1,855,650,000

7 剰余金

(1) 資本剰余金	
イ 受贈財産評価額	9,500,000
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>
資本剰余金合計	10,300,000
(2) 利益剰余金	
イ 減債積立金	0
ロ 利益積立金	190,000,000
ハ 建設改良積立金	469,000,000
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>213,972,398</u>
利益剰余金合計	<u>872,972,398</u>
剰余金合計	<u>883,272,398</u>
資本合計	<u>2,738,922,398</u>
負債資本合計	<u>3,487,472,438</u>

別表6

① 企 業 債

令和6年度企業債及び一時借入金の概況

単位：円

区分		期首未償還高	期中増加高	期末未償還高	期未償還高
政 府 資 金		0	0	0	0
公 庫 資 金		0	0	0	0
計		0	0	0	0

② 一時借入金

なし

令和6年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度未現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累計		
船 舶	3,246,415,317	0	0	3,246,415,317	140,110,993	0	2,606,075,151	640,340,166	
土 地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	0	12,163,141	
建 物	784,780,728	0	0	784,780,728	15,138,763	0	425,433,057	359,347,671	
構 築 物	235,178,370	0	0	235,178,370	1,326,857	0	217,788,935	17,389,435	
機 械 装 置	1,293,000	0	0	1,293,000	0	0	1,228,350	64,650	
備 品	39,291,560	1,402,056	920,213	39,773,403	1,502,170	874,202	34,544,725	5,228,678	
建設仮勘定	5,100,000	0	0	5,100,000	0	0	0	5,100,000	
計	4,324,222,116	1,402,056	920,213	4,324,703,959	158,078,783	874,202	3,285,070,218	1,039,633,741	

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度未現在高	減価償却累計額			年度末現在高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累計		
電話加入権	757,600	0	0	757,600	0	0	757,600	757,600	
その他無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	757,600	0	0	757,600	0	0	757,600	757,600	

(3) 投資

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度未現在高	減価償却累計額			年度末現在高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累計		
有明フェリー振興機	30,000,000	0	0	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000	
島原観光ピューロー㈱	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000	20,000	
計	30,020,000	0	0	30,020,000	0	0	30,020,000	30,020,000	